

令和2年2月14日

旅客自動車運送事業者 各位

近畿運輸局自動車技術安全部保安・環境課
近畿運輸局自動車交通部旅客第一課
近畿運輸局自動車交通部旅客第二課

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策をお願いしているところですが、今般、令和2年2月13日にタクシー運転者（※）への感染が確認されました。

つきましては、始業点呼時に、運転者に疲労、疾病等の体調を申告させる等により、運転者の健康状態を確実に把握するとともに、感染予防対策が取られていることをあわせて確認していただき、さらに、運転者、従業員及び利用者に対してもチラシ（参考：首相官邸HP）の掲示・配布等により感染予防対策の実施に協力いただくよう、周知徹底をお願いいたします。

また、従業員（運転者含む）に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに近畿運輸局まで報告願います。

連絡先

- ・近畿運輸局自動車技術安全部保安・環境課：TEL 06-6949-6454
- ・近畿運輸局自動車交通部旅客第一課：TEL 06-6949-6445
- ・近畿運輸局自動車交通部旅客第二課：TEL 06-6949-6446

参考：首相官邸HP

新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

参照：厚生労働省ホームページ

（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

感染疑いなどの対応や問い合わせに関しては、厚生労働省や、各府県庁等のホームページをご確認ください。

体調の変化など不安を感じたら、新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口【03-3595-2285】

※（新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について（28例目））

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09504.html